

議 事 録

会 議 の 名 称	令和 2 年度 第 1 回橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会
開 催 日 時	令和 2 年 10 月 21 日（水） 午後 1 時 30 分 ～ 午後 4 時 00 分
開 催 場 所	橋本市浄水場 会議室
出 席 者	（選定委員） 濱田學昭会長、谷口正伸委員、荒田将寛委員、嶋津治希委員（欠席）、 久保泰造委員、堤健委員 （事務局） 宮田水道環境部長、石井水道経営室長、藤岡水道経営室長補佐、 吉田水道施設課長補佐、名迫工事係長、芝副主幹、 辻本浄水場長補佐、塔鼻主査、 株式会社N J S 木崎部長、足立リーダー
会 議 次 第	1.水道環境部長挨拶 2.委嘱状交付 3.委員紹介 4.会長の選出 5.事業概要の説明 6.実施方針、要求水準書の説明 7.選定基準の検討 8.基本契約書の検討
配 布 資 料	次第 基本契約書（案）、実施方針（案）、実施要領（案）、要求水準書（案）、 優先交渉権者選定基準（案）
公 開 － 非 公 開 の 別	☒ 公開 ☐ 非公開
そ の 他 必 要 事 項	

審議内容

○開会

司会 「ただ今より、第 1 回橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会を開催します。本日司会を担当させていただきます、吉田です。よろしくお願いします。また、委員の皆さまには無理をお願いして、遠方からお越しいただきありがとうございます。開会に先立ちまして、水道環境部長の宮田より一言ご挨拶させていただきます。」

○あいさつ

部長 「どうもご苦労様です、宮田でございます。昭和 54 年、整備された浄水場。それから大規模更新は、今回が初めてでございます。小規模はありましても、このような一斉に

というのはほとんどないような、ようでございます。本市の状況におきましては、過去の衛星都市としてどんどん右肩上がり人口増える時代に備えまして、14万、15万の取水権を取って、オーバースペックと言われ、結果として言われるような状況になっております。今後はダウンサイジングも見越し、災害に強い浄水場、災害に強い水道を目指したいと思っております。つきましては、この浄水場の事業者選定につきまして、なにぶん庁内の職員だけではノウハウを持っておりませんので、外部の先生方のお力添えを、ご意見を賜りまして、本当に良い業者を選定できたらいいかなと思っております。本来なら市長が来てご挨拶して業務をお渡しすべきところではございますが、コロナ対応と他の業務の影響もありまして、私が代わってご挨拶させていただきます。本日はよろしくお願いいたします。」

○委嘱状交付及び資料確認

司会 「次に、お手元に配布しております書類の確認をお願いします。委嘱状の交付についてはできる限りの接触機会を避けるため、手渡しでの交付を控え、皆さまのお手元に配布させていただいております。ご理解をよろしくお願いいたします。書類ですが、本日の次第、委嘱状、旅費請求書、こちらのほうは2カ所押印していただき、お帰りの際に集めさせていただきます。実施方針、要求水準書、選定基準書、あと基本契約書があります。以上となります。皆さん、お手元にありますでしょうか。それでは次に、水道経営室長石井より、本日お越しいただいた委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。」

○委員紹介

室長 「ご苦勞様でございます。本日はお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。それでは、各委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。濱田学昭様です。NPO法人まちづくり支援センター代表を務められておりまして、本市の上下水道事業の審議会委員の他橋本市には多大にご協力いただいております。」

濱田委員 「濱田です。よろしくお願いいたします。私は水道事業そのものの専門ではありませんので、他の委員の皆さまのご協力のもと、いろいろと役割として果たしていきたいと思っております。この施設に来るのは私、実は2回目です。以前にですね、見学させていただいたことがありまして。水道事業っていうのはなかなかですね、これから展望が開くのは難しい市場になっておりますので、そういうなかでも地域の皆さまのご協力を得て、将来持続的な発展ができるようにしていけたらいいなと考えております。よろしく

お願いいたします。」

室長 「ありがとうございます。続きまして、谷口正伸様です。和歌山大学システム工学部に在職され、工学博士で専門は環境動態解析、環境変動、物質環境、環境計測ということでございます。水分野の専門的な立場から必要なご意見いただけるものと思っております。」

谷口委員 「ご紹介ありがとうございます。和歌山大学、谷口でございます。普段、川の水質とか流れのほうをやってますので、紀の川、川のほうはちょっと詳しいんですけども、なにぶん水道資質はあまり分かりませんが、もし水質の分野から意見等、コメント等あればと思っております、よろしくお願いします。」

室長 「ありがとうございます。続きまして、荒田将寛様です。岡山県津山市水道局水道施設課主幹でございます。この水道施設分野に非常に精通され、経験されておまして、そのご経験から貴重なご意見いただけるものと思っております。」

荒田委員 「岡山県津山市水道局の荒田と申します。よろしくお願いいたします。本市では、平成 23 年より浄水場施設と収納等の業務委託を民間業者のほうにお願いしまして、それ以降、1 年後の平成 24 年から平成 27 年、4 年間かけまして、浄水場の更新をデザインビルドというスキームで行いました。そのときの内容について、昨年度ご視察に橋本市さんがお越しになられたご縁で、今回、委員のご指名をいただきました。事業者の選定ということで、大変責任の重い仕事になるので、どこまで務まるか大変不安ではございますが、同じ水道事業者としての立場で、私たちがやったなかで反省点とか課題とかいろいろ見えた部分が少しでもお役に立てればと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。」

室長 「ありがとうございます。それから本日欠席されておりますが、嶋津治希先生にも委員になっていただいております。近畿大学理工学部社会環境工学科の教授でございます。続きまして、市職員の委員として、久保泰造、橋本市水道技術管理者です。」

久保委員 「橋本市浄水場長をさせていただいております、久保です。よろしくお願いいたします。本市の浄水場、非常に老朽化しております。今般 DBO という新しい方式で更新をかけていこうということで、安定した給水を、安全安心な水を送ることを目標としまして、新しい浄水場、運営の仕方をやっていくことになります。皆さまには多大なお力添えをいただいて、いいものを作っていきたいと思いますので、ご協力のほうよろしくお願いします。」

室長 「最後になりましたが、堤健です。水道施設課長でございます。」

堤委員 「水道施設課長の堤です。よろしくお願いします。今後 3 年にわたって設計建設、そして 15 年間の運転管理ということにつきまして、より良い業者が選べるようになるように、皆さんのお力をお借りしながら、そういう結果につながればなと思っております。今後ともよろしくお願いします。」

室長 「ありがとうございました。」

○事務局紹介

司会 「ありがとうございました。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。先ほどご挨拶をさせていただきました、水道環境部長の宮田です。」

宮田 「宮田です。よろしくお願いします。」

司会 「水道経営室長の石井です。」

石井 「石井です。よろしくお願いします。」

司会 「水道経営室長補佐の藤岡です。」

藤岡 「藤岡です。よろしくお願いします。」

司会 「水道施設課工事係長の名迫です。」

名迫 「名迫です。よろしくお願いします。」

司会 「水道施設課の芝です。」

芝 「芝です。よろしくお願いします。」

司会 「浄水場長補佐の辻本です。」

辻本 「辻本です。よろしくお願いします。」

司会 「浄水場の塔鼻です。」

塔鼻 「塔鼻と申します。よろしくお願いします。」

司会 「それと本事業のアドバイザーをしていただいております、株式会社 NJS の足立です。」

足立 「足立でございます。よろしくお願いいたします。」

司会 「同じく NJS の木崎です。」

木崎 「木崎です。よろしくお願いいたします。」

○会長選出

司会 「それと、本日の司会を務めさせていただく吉田です。よろしくお願いいたします。次に今回の会長を、橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会条例第 5 条の規定により選出したいと思います。事務局のほうから、濱田学昭様にお願いしたいと考えておりますが、ご異議ないでしょうか。」

一同 「異議なし。」

○事業概要説明

司会 「それでは、ご異議ないようですので、濱田様、事業者選定までの期間となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは本日の議題に入らせていただきます。お手元の説明にありますとおり、本日は事業の概要の説明、実施方針、要求水準書の説明、選定基準の検討、基本契約書の検討となっております。まず初めに、水道施設課担当より、本事業の概要を説明させていただきます。」

事務局 「それでは、橋本市浄水場の流れと事業に至った概要までを説明いたします。本橋本市浄水場は、昭和 47 年、1972 年に、第 3 次拡張事業計画により給水人口 14 万 4000 人を想定して構築され、1979 年に出来上がっております。昭和 61 年、1986 年、第 4 次拡張事業計画において、給水人口 8 万 1700 人に見直しました。平成 13 年、2001 年には、中央監視装置築造。平成 15 年、2003 年、2 系水処理施設構築。平成 18 年、2006 年、旧橋本市、旧高野町合併に伴い、水源、計画人口、配水区域を現状維持し新橋本市が継承し、給水計画人口 9 万 8200 人として水道事業経営を統合しました。平成 19 年、2007 年に高野口中央監視装置を橋本市浄水場に移設。平成 20 年に橋本市水道事業の全体の水源、計画人口、配水区域を見直し、統合した水道ビジョン、基本計画、財政計画を含む、を新たに作成し、水道事業変更認可申請を行いました。平成 24 年、2012 年に浄水ポンプ 1 号更新。平成 25 年、2013 年、橋本市浄水場受変電電気設備更新。浄水ポンプ 2 号更新。平成 28 年、2016 年に場外設備、クラウド監視装置を構築。平成 30 年、2018 年に実現性のある基本計画のため、橋本市水道事業の水源、計画人口、配水区域の統合および機械設備、電気設備更新計画の見直しを行い、配水機能方法、紀の川右岸の配水区域の確定、取水口から安定取水を検討、官民連携の検討、取水場、浄水場の耐震化の検討を行いました。官民連携の検討内容として、連携形態の整備、事業スキームの検討、VFM の算定、維持管理の方向性、資料調査を行いました。DB プラス O か、DBO を考えたとき、民間の創意工夫、コスト、民間の参画意欲、管理水準の観点から DBO を選択しました。また、本市においては、平成 16 年から熟練職員の退職、職員の削減により管理水準が低下する一方でした。そこで今回は設計施工のみに民間の力を活かすのではなく、維持管理において、包括的に民間の創意工夫を活かすことにより、維持管理費を含めた全体経営、経費を最小限に抑え、かつ、高い水準での維持管理の実現を可能とする令和 20 年度まで安定した水処理を構築したいと考えます。つまり事業選定基準では、

価格評価より提案評価に重きを置いております。今回の工事そのものとしては、構造物を作ることなく、既存の機械を据え替えるということになりますが、機械の据え替えとその価格評価だけでなく、市民への安定した水の供給のため、より高い水準での維持管理をいかに創意工夫できる設備になるかが事業者選定の基準と考えております。以上です。」

○実施方針（案）、実施要領（案）及び要求水準（案）の説明

司会 「ありがとうございました。次に、実施方針、要求水準書の説明をさせていただきます。」

事務局 「よろしく願いいたします。ちょっと長くなりますので座って説明させていただきます。お手元の実施方針案と要求水準案というところで、ご説明をまずさせていただきたいと思います。事前に郵送していただいているというふうに伺っておりますので、ある程度簡単に説明はさせていただきたいなと思います。この実施方針案と要求水準案でございますが、9月1日に公表したものでございます。この実施方針および要求水準書を今回公告の前に事前に公表しているというのは、今回の事業内容を広く周知いたしまして、事業内容について具体的に示すことで、民間事業者の事業参入のための検討を容易にいたしまして、それに対する意見等をさらに聞くことで、より効率的で実効性の高い事業実施条件とするということを目的としております。今回は、このそれぞれの記載内容について、主に構成を中心に簡単に説明をさせていただきたいと思います。では、まず実施方針の案でございます。1枚めくっていただきますと目次がございます。この目次がございますけれども、この構成は今回はPFIではないんですけれども、PFI法で規定されている実施方針の目次構成を参考に、今回は作らせていただいております。1から8という流れでございます。次に1ページ目には、はじめにということで、先ほどご説明したような、これまでの経緯の内容が簡単に示されているというところでございます。次に2ページ目でございます。2ページ目には、1章として特定事業の選定に関する事項というところで内容を記載してございます。1.1の事業内容に関する事項、これにつきましては、1.1の事業名称が今回の対象施設、公共施設等の管理者の名称。今回の事業目的。次に1.1.5の対象施設及び対象業務という流れになっております。今回の事業目的については、今回改めて読ませていただく形で説明をさせていただきます。「本事業は、老朽化が著しい橋本市浄水場について、浄水機能を確保することを目的として、現在の橋本市浄水場内にある1系処理施設と取水場内にある取水施設を更新するものである。また、合わせて取水場、橋本市浄水場、配水池及びポンプ場の水道施設の維持管理

を適正に実施することにより、良質な水の安定的かつ継続的な供給を行うことを目的とする。」事業目的の要点としては、この 3 つのポチに書かせていただいておりますが、老朽化した設備を効率的かつ効果的に設計及び更新する。熟練職員数が減少する中、中長期的に水道施設を維持、管理及び運転ができる人材を確保する。継続的、中長期的に安定した維持管理体制を確保し、適切な維持管理実現のための基盤を構築するというのが今回の事業の目的でございます。次の 1.1.5 には対象施設及び対象業務ということで、2 ページ目の一番下に書いてある表にございますように、更新工事等の対象施設がそこに記載されております。ここで 1 点修正、訂正がございまして、一番下の箱書きの右側にありますが、その一番下に、管理本館の館が管路の管になってるかと思います。これですね、やかたの館の誤りでございますので、実際に公表する際には訂正をさせていただきます。これに関しましては、今回ご欠席されてます嶋津先生よりご指摘をいただいたというところでございます。次の 3 ページ目には、維持管理の対象施設ということで、今、橋本市さんが置かれている施設が全て対象になるというところを示してございます。次の 4 ページ目には (2) ということで、対象業務ということで、設計業務、更新工事等と維持管理ということで、DBO という形での内容をここに記載させていただいております。1.1.6 には事業方式。今回は、先ほどからの説明にありますように DBO 方式というところの記載と、1.1.7 には事業期間というところを書いております。事業期間については、今回、基本契約から工事契約、維持管理契約を含めて、来年の 8 月というところを予定させていただいているなかで、最終的な維持管理の完了も含めると、最終完了が令和 21 年 3 月 31 日というところで、設計と工事を約 3 年。維持管理が 15 年。というような形の事業スケジュールになってございます。次に 1.1.9 の関係法令関連につきましては、5 ページ目から 6 ページ目に書かせていただいております。次に 7 ページ目でございます。事業者の募集及び選定に関する事項ということで、ここには事業者の選定に関する事項を記載しております。詳しくは後ほどの議題にあります選定基準のところの説明をさせていただきますが、この実施方針では、事業者を求める役割が 2.1.1。次に 2.1.2 の事業者の選定方法、2.1.3 の本委員会の設置と、そういうような内容をここに簡単に示しているというところでございます。次、8 ページ目に移っていただきまして、プロポーザル参加資格に関する事項というところも実施方針の中では示しております。まず 2.2.1 の応募者の構成でございます。ここには今回想定する事業スキームのことを書いています。また、19 ページの事業スキームというところにも書かせていただいております。今回は、契約は 4 つとしておりまして、左から耐震補強工事請負契約、基本契

約、基本契約に基づく建設工事請負契約、基本契約に基づく維持管理委託契約と、この4つで構成をするという形にしています。これらの契約に対しまして、仮に応募者の代表企業が機械担当企業の場合の例という形で示しております。太文字で囲ってあるのが代表企業ですと、そういう意味合いでございます。応募者の代表企業につきましては、建設JV及び維持管理JVの代表企業も兼ねる必要がありますよというふうに、今回はしています。あとさらに、今回DBOですけれども、設計企業の参加はなくてもよいという形にしまして、設計企業は点線にしています。一番左の囲みの点線で囲った土木というものもありますが、土木担当企業は協力企業としての参加を今回は想定しています。土木工事は協力企業との契約も可として、ただし、協力企業は複数の応募者に協力することはできない、そういうような事業スキームで今回は考えているというところでございます。では、また8ページ目に戻っていただきまして、2.2.2ですね。応募者のプロポーザル参加資格要件ということで、ここには指名停止されてないであるとかですね、今回の参加に関する資格の要件を8ページ目から9ページ目まで書かせていただいているというところでございます。次に10ページ目でございます。2.3の事業選定スケジュールというところでございます。2.3.1には、今回の選定に関するスケジュールを示させていただいております。現在、今この実施方針案と要求水準案を公表、9月1日にさせていただいたところから、それに対する質問回答を今しているというような状況です。募集内容の公告につきましては、11月の上旬を予定しておりまして、参加申し込みに関しては、12月の下旬を予定しています。さらに参加資格の審査結果の公表を来年2月の中旬で予定しておりまして、提案書の受付については来年の4月下旬の予定です。提案書の審査と、優先交渉権者の決定、公表については、一応今のところですが、来年の5月の中旬ぐらいを予定しているというところでございます。そこから交渉を経て、契約を8月ぐらいまでにするというスケジュールでございます。下書いてある2.3.2は、実施方針案、要求水準案に関する説明会というのは、これはもう終わったものでございますので割愛させていただきます。12ページには2.3.3ということで、今後の応募の手続きの内容をここに書かせていただいておりますが、先ほどのスケジュールに沿った内容になっているというところでございます。14ページは、事業者の責任の明確化と事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項というところでございます。ここでは3.1に書いてありますように、事業契約に関する基本的な考え方、これは基本契約でありますとか、事業契約でありますなどという内容をここに書かせていただいております。次に3.2は、本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方ということで、ここ

ではリスク分担の考え方ということを書いております。今回の予想されるリスクに関しましては、20 ページに別紙 2 という形で、リスク分担表を 20 ページから 22 ページにかけて、今回取りまとめを行っております。このリスク分担表の見方なんですけれども、左から段階、リスクの種類、リスクの内容、負担者というところで書いてございます。負担者の読み方につきましては、表の下に書いてある、1)から 4)の読み方で読んでいただくという形になります。20 ページと 21 ページには共通事項ということで、リスクの種類とリスクの内容と負担者を、ここで記させていただいてるところです。22 ページには、DBO ですね、さらにこの事業が終了する段階でのリスクの種類、リスクの内容、負担者っていうところをここに記させていただいてるところでございます。それでは戻っていただきまして、14 ページでございます。14 ページの一番下、3.3 の対象業務における要求水準ということで、これはのちほど要求水準書のほうで説明をさせていただきます。15 ページには、橋本市による事業の実施状況のモニタリングということで、ここではモニタリングの概要について説明を入れさせていただいているというところでございます。次に 16 ページでございます。16 ページには、4 の対象施設等規模及び配置に関する事項でありますとか、5 の事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項で 6、7、で 17 ページのその他特定事業の実施に関し必要な事項ということで、必要事項について概要になりますけれども、ここで示させていただいてるところでございます。実施方針についての説明は以上でございます。

続いて要求水準のほうの説明もさせていただきたいと思いますので、要求水準の案の方を見ていただきたいと思います、よろしく願いいたします。要求水準でございますけれども、この要求水準は今回の業務実施にあたりまして、事業者に求める要求事項というものを詳細に記載したものになります。この要求水準を満たすことが、まず最低条件というなかで、事業者がこれを見ていろいろ提案をしてくると、そういうような内容、流れになります。では、1 ページ目目次を見ていただくと、第 1 章の総則から第 2 章の細則という形になってございます。第 1 章の総則に関しましては、基本的に、先ほどの実施方針とほぼ同じ内容ですので、第 2 章の細則について説明をさせていただきたいと思います。ですので、ページといたしましては、9 ページから説明をさせていただきたいと思います。では 9 ページ目の 1.細則の構成等のところから説明をさせていただきます。細則の構成は、そのまま 1.1 に書いてあるとおりでございまして、1.2 の対象施設および業務範囲ということで、表に対象施設と業務範囲を示させていただいております。ここで嶋津先生からご質問があったので、ここで答えさせていただきたいと思います。

表の対象施設、施設（撤去更新）というなかの施設区分に PM、PE という言葉があると思います。これは何の略かというご質問があったのでご説明させていただきますと、この PM というのはプラントマシンということで機械設備の略を考えておりました。PE というのはプラントエレクトリックということで、これは電気設備のことを示しております。一応募集の内容として、意味が分かれば問題ないのですがと、いうふうにご指摘をいただいておりますけれども、ご指摘いただいたので、電気設備と機械設備という形で修正をさせていただこうと考えております。あと体裁の話になりますけれども、表の下に星印がありますが、これも右揃えになっていますけれども、左揃えがいいのではないかというお話いただいておりますので、これは左揃えにさせていただきます。この表については対象施設及び業務範囲ということで、今回の建設に関わるものがどれに当たるのかということと、維持管理の対象になるのはどれに当たるのかというものを整理したものであるというように、ご理解いただければと思います。次の 10 ページ目には対象業務の概要ということで、表が 2 つございます。上の表は対象業務の概要、これは設計と工事の内容でございます。当然設計がありまして、更新工事に関しては、ちょっと右側のほうにありますけれども、機械電気だけではなく耐震補強を含みますという形です。下の対象業務概要（維持管理）というところで行きますと、これは維持管理の内容について、ここで示させていただいています。ここでちょっとポイントになりますのが、上から 3 つ目と 4 つ目でございます。修繕業務（更新対象設備等）と。で、4 つ目の既設設備補修（更新対象施設以外）ということで分けております。ここで修繕業務というのは、下に星の 5 という形で書いてますけれども、劣化した部位、部材または機器等の性能及び機能を新しいものに取り換えることにより、本来の性能を維持できる状態まで回復させることを修繕という、という形にしています。そして、かたや 4 つ目の行にあります補修というものに関しましては、下の星の 4 に書いてございます。補修点検業務における、点検等で発見、突発的に生じた設備故障、不良、破損箇所を耐震で行う補修を対象とするということで、これを補修と言います。これは、現場で対応が出来る程度というように定義をしております。ですので、今回、維持管理に関しては、更新するもの以外に関しても委託するという形になります。今回、DB で更新をする設備に関しては、ある程度大規模な修繕もリスクとして事業者には負っていただく。ただ、既設の更新をしない設備に関しては、当然古いままのものもありますので、それに関しては、現場で対応できる保守点検に伴う程度の保守を行ってもらう程度ですよ、というところを、ここで少し明確にしているというところでございます。それでは 11 ページに行きたいと思

います。11 ページは、2 として、橋本市浄水場、1 系水処理設備他更新工事というところで、まず 2.1 に設計業務ということで、この 11 ページには設計の全般のことを示しております。これが 11 ページから 12 ページまで設計の全般について説明をさせていただいているページになります。次に 13 ページには 2.1.2 で取水場機械設備となっております。取水場機械設備については、この取水場機械設備の具体的な設計内容を示しております。これが 13 ページから 14 ページまでという形でございます。14 ページには、今回の取水場の主要な設備更新方針というのを一覧表に示させていただいています。次に 15 ページでございますが、2.1.3 の 1 系浄水処理機械設備ということで、この当該設備の具体的な設計内容というものをこの 15 ページから 16 ページまで、記載しています。16 ページには同じように、今回対象となる設備の更新工事も一覧表で示させていただいています。次に 17 ページは、電気設備についてでございます。電気設備の工事の詳しい内容を、この 17 ページから 21 ページまで書かせていただきます。ここまでは設計の内容が書いてあったところです。

22 ページの 2.2 には更新工事等ということで、ここには工事に関する内容を示しております。工事に関する内容につきましては、2.2 にもありますけれども、実施にあたっての留意事項ということで、そんなに細かいことは書いておりませんが、留意事項を少し並べさせて頂いているというような程度です。24 ページは、維持管理業務の内容の要求水準が書かれているところです。3.1 は、維持管理業務の基本的な考え方について、業務期間や体制をここに示しております。次の 3.2 は、維持管理業務の内容ということで、内容を記載させていただいています。維持管理の業務に関しましては、24 ページの 3.2.1 の運転操作監視業務というものと、次のページの 25 ページの 3.2.2 の保守点検及び修繕業務、その下の 3.2.3 の保安業務、次の 26 ページにございます 3.2.4 のその他技術業務、3.2.5 の技術力の確保に関する業務、3.2.6 のモニタリング関連業務、3.2.7 のその他関連業務という、この 7 つで構成をしています。この 7 つの業務の詳細な要求事項というものを 3.3 の維持管理業務の要求水準という項目で示しておりまして、これが 26 ページから 35 ページまで維持管理に求める詳細な要求水準が記載されているという構成になっていることでございます。

では、ここまでで実施方針案と、要求水準の案の説明を終わらせていただきたいと思います。以上でございます。」

司会 「ありがとうございました。説明が終わりましたので、10 分ほど休憩とさせていただきます。前の時計で 20 分から再開させていただきますので、よろしくお願いいたします。」

【休憩】

【再開】

○実施方針（案）、実施要領（案）及び要求水準（案）の審議

司会 「それでは、そろそろ再開したいと思います。先ほど説明のありました、実施方針、要求水準書についてご審議いただきたいと思います。ご意見ある方いらっしゃいましたら些細なことでも構いませんので、挙手にてご発言お願いいたします。」

委員 「実施方針の 16 ページの 4.1.3、土地の、この仕様でよろしいのでしょうか。使うという意味ではなく。」

事務局 「すいません、これ、誤字でございます。修正いたします。」

委員 「使用、ユースですね。」

司会 「他にございませんでしょうか？」

委員 「実施方針の 10 ページのスケジュールなんですけども、優先交渉権者の決定後に交渉というのが設けられてると思うんですが。これは具体的にどのような内容のものを交渉して、どう導いていくような過程になるのかお聞かせいただければと思います。」

事務局 「この交渉の期間というのはですね、提案書を当然審査していただくなかで、提案書の内容と今回の要求水準書の内容と、それを踏まえたなかで過不足がないかも含めて、最終的なやること、やらないことをきちんと整理するというような期間と捉えております。そこから、しっかりそこで明確にしたあとに契約という行為に入っていくという準備期間という形で、今、設けているというところです。」

委員 「ありがとうございます。確認程度で、この交渉を通じて、たとえば提案のなかでもう少しここまで事業者側の思いとしてやってほしい、ただそれをするによって、費用の増減が発生したりするものを調整して、再提案をしていただいたりとかいう、そういうことまでは想定はされてないんですか？」

事務局 「当然マッチングをしなければいけない最終の段階になりますので、その期間で民間事業者様から許容範囲内で橋本市さんのプラスアルファの要求を、もし叶えられるのであればというようなこともあれば、ここで最終調整ができればというような意味合いも含めています。」

委員 「費用の変動の範囲のなかでということですね。」

事務局 「そうですね。」

委員	「分かりました。」
司会	「他に、ございませんでしょうか。」
委員	「実施方針の 9 ページには、手を挙げてくる企業さんに対してのいろんな条件を、ここに記していると思いますがチェックするの結構大変かなと思います。提出書類の様式を統一いただいて、簡単に一目で分かるようなチェックできるようなものにしていただきたい。これも要望です。」
司会	「他に、ございませんでしょうか。」
委員	「実施方針の 16 ページの土地の使用の話ですけども。このなかに書かれてることで、事業実施において必要な場合には、事業者が責任もって新たな土地を調達するっていうことになってるわけですけども。こういう事態があったときに、調達するのは公共施設としての調達になるんですか？ そのときに公共側は調達に関与して、民間事業じゃなくて公共施設として調達するような仕組みになるんですか？」
事務局	「この土地の使用に関する事項に関しましては、この書き方、少し今のご指摘で少し訂正しなきゃいけないところがあるんですけども。基本的に今回 DBO なので、PFI ではございませんので、基本的には公共での調達ってところで考えたほうがいいのかなと。この記載につきましては、PFI 法に則った記載を準用してたので、今回こういうことは起こり得ないんですけども、少しこの書き方は再考させていただきたいと思います。」
委員	「それともう 1 つ。素朴なあれで恐縮ですけども。結局ここで書かれてる内容とかいろんなことは、現在、市が行っていることを延長して、準用して、それを継続してもらおうということになろうかと思うんですけども。ただ、期間的にかなり 15 年ほど先を見通して物事を考えていかなきゃいけないなかで、今、水道事業としてやっていくことがかなり変わる可能性とていうのはないのですか？ 例えば、いろんな水の監視の話がありまんですけども、もっと AI を使ってですね、自動的に監視するとか。監視というのを人でやらなきゃいけないとは書いてないかも分かりませんが、そういう話というか、将来出てくる可能性もあると思うんですけども。その辺はどうですか？」
事務局	「事業者の提案による部分はあるんですけど。人が行って、点検して確認するっていう部分が、簡単なのはよくカメラを設置して、重点監視して、それを浄水場で管理するっていうような流れになっていくのも想定して、その部分は提案によるってことで考えています。だんだん縮小されていって、人が見に行って機械の設備等を管理するというよりは、データを送って映像で監視していく。また浄水場以外の部分でも監視、要するに水道庁舎から管理できるような形も、提案のなかで出てくればというような部分も考

えております。」

委員 「そのときですね、モニターのカメラをつけるとかという、今はやってないけども、その場合に必要になる投資ですが、それはどういうふうにもっていくんですか？ 誰がもつとか、どういうふうに費用を考えるとか、」

事務局 「提案の部分で、維持管理の部分に、提案内容の部分で余力を見ているので、金額的にも、提案するイコールお金がかかるというようには考えています。価格評価よりも提案評価の部分にです。」

委員 「価格評価より提案評価ということは、先程お話しされていましたよね。」

事務局 「それによってお金がかさむので、価格評価の部分を下げて、その部分にお金を投資していただきたいという方向には考えています。」

委員 「分かりますけど、ただ、提案部分があまりに多かったら、なかなか難しい、」

事務局 「そうです、どんどんあれもこれもと言うわけにはいきませんが、ある程度、その部分も見ていただくようには考えて価格は確定しています。」

委員 「だから未来に備えて、未来型をしっかりと入れてほしいということはあるですね。」

事務局 「またそれで、そういう方向に変わっていくことがあれば、また価格的な部分も15年のなかで見直すときがくるのかなというふうには思います。完全に無人化になってくるのかって、15年後の将来見えないですけど。」

委員 「それも今のなかに織り込まれているのですか？ 大きな水道事業について、技術革新とかの場合は、業者が協議しているものとかというような事項があるんですか？」

事務局 「そこを言うことをうたってはいませんが、そこが提案のなかで出てきたときの交渉する部分になったりしてくるのかなって思ったりもしています。」

委員 「分かりました。」

司会 「他に、ありませんでしょうか。」

委員 「今、現時点で、浄水場の運転管理っていうのは完全に直営ですか？」

事務局 「夜間休日は委託しております。何か場外で故障が起こった場合は職員に連絡して、職員が駆けつけるような形です。」

委員 「例えばそれは、浄水場内で事が起きた場合にも同じようなことですか？」

事務局 「同じ形になって、初期対応というか、現場の長等の確認はしますが、対応については職員が駆けつけてすべて行っています。」

委員 「今後の要求水準とかの対応にも、そういうところが含まれてくるとは思うのですが、次、これで来年に入って募集公告をされるときに、公表される資料について、今回のこの要

求水準はもう既に公表されているのですよね。」

事務局 「そうです。今後、要求水準案の案を取った改訂版を出して、実施方針と実施要領と選定基準案で 11 月の上旬に公表するような形です。」

委員 「今回の DBO で、完全に民間事業者にもう運転管理が渡ってしまうかたちになると思うんですが。たとえば常駐するにあたって、最低何名以上常駐しておきなさいですか、そういう条件的なものでありますとか、こういう有資格者を配置しなさいであつたりとか、そういう諸々の諸条件というようなものは、今後何かの資料のなかに含まれてくるのですか？」

事務局 「人数制限等、必要な資格っていうことは言うてますけど、電気主任技術者持ちなさいとか、水道水処理を持ちなさいとかっていうことはうたっておりません。それも業者の提案部分として、うちは、これだけの資格を持った人を用意します。何人配置しますっていうことは、提案書で出てきて、その配置構成を、要するに選定基準のなかで評価するというような形をもってます。より資格も持っておれば優位に立つということで、カバーしようというようには考えています。」

委員 「例えば運転監視とか保守にあたって、最低常時 2 名以上常勤しておきなさいとかいう、そういうのは今回のこのなかのどこかに入っているのですか？たとえば常時 2 名以上は常駐とかいうような条件を入れておいた方がいいのではないのかなというように思います。というのは、もちろん常駐する人数、365 日だけでも、かける 24 時間言うたら膨大な人数になりますので。おそらく提案に参加してこられる事業者さんから言えば、一番人件費として削りになりたいと思うので。その辺りで、例えば今後将来的に AI の活用であつたりとか、問題ない部分での自動化とかを活用しながら人を絞っていくっていうのが、常に一体になってればいいんですけども。なかなかやっぱり今の現時点でそこまでいってるっていうのは、あまり全国的にも耳にしないですし、人の手に頼って、経験とか感覚によるものが大きいとは思いますが、そこはちょっとある程度の制限をかけられておいた方が、事業者さん側のリスクが少ないんじゃないのかなとはちょっと感じました。」

委員 「委員がおっしゃったのと同じような感じで、台風とか来たときにですね、現状だったら待機されるところありますよね？」

事務局 「災害対応ということで、応援人数等の対策を組むことは入れております。応援を頼むことをこちらから指示する場合もあるというような内容にはしております。」

委員 「それは、職員が待機した上で応援するということですか？」

事務局 「そうです。職員のほうも、浄水場で待機するということになるのか、本庁で待機するようになるかは分かりませんが。市側だけに任せるのではなく、緊急時にはすぐ駆けつけられる対応は、体制としては取ると思います。」

委員 「この仕組みでしたらで、市の職員として水道事業に関わる方はこういった形ですか？」

事務局 「今の時点では、本庁の方で詰めているのが、12 人ぐらいは災害対策になった場合はなると思います。それで浄水場のほうの応援になるのか、市の対応になるのかは、そのとき次第になってくると思います。台風の場合、緊急ですぐにっていうような対応は今までは無かったです。紀の川が増水したことによって、水位が上がることによって水が取れなくなることはなかったのです。逆に水位が下がってきたときに、だんだん流出物が、砂とかごみとかが堆積していった水位が下がっていったときに、取水口、川から水を取るところが閉塞されてしまったりした場合には、サンドポンプを緊急で持って行って、砂を掻き出して水の通りを良くするっていう作業は毎回行ってます。その下がってくるっていうのが、普通の台風で災害対応して、し終わったぐらいに水位がだんだん下がってきますので、重なることなしに対応できているのが現状です。」

委員 「それから最後、今の水道業務の延長で、災害時に広域的な支援、給水車出すとかになったときには、この仕組みではどういうことになりますか。」

事務局 「民間委託することによって、条件について先ほどと同じ形にはなるんですけど、応援を要請したときに他府県からの対応を求める形で、そこも提案にはなるんですけど、ここからこういう配置で応援を呼びますっていうような提案内容になるかと思います。こういったことは要求しております。」

委員 「要求している？」

事務局 「はい。」

委員 「ということは、その提案書を出そうと思ったら、呼ぶ相手との話し合いが、合意がないといけないということですか。」

事務局 「業者さんはどう対応してますかという話だと思います。実際、今回の DBO はあくまでも従来委託というか、第三者委託でもありませんし、あくまでも水道事業、今回自分達が管理してる部分だけを委託に出す、やってもらうっていう形になりますので、他の自治体から橋本市に応援依頼来たからって、その業者さんに行ってもらうっていうようなことは含んでおりません。あくまでも、この水道事業、浄水場と管理している部分を守るという形で、業者さんが広域連携で、いろんなところから応援に来てもらうっていうのは考えてはおります。」

委員 「応援に行く場合は市が行くの？」

事務局 「そうです。給水車で応援に他府県に行く場合は、橋本市が行きます。」

委員 「そういうことになりますよね。そのための職員が、ある程度の人員は維持しとくということですか。」

事務局 「今のところ、かろうじて維持できてるかなと思いますけど。なかなか、その辺も削減には入りますので。豊富に今までのように行って来いよってということで大手振って、手振れるかどうかは微妙になってきます。」

委員 「どの程度削減される見込みなんですか？」

事務局 「やはりここで5名ぐらいは。苦しくなるのは苦しくなる。」

委員 「橋本市も一般市長局と人事異動というか水道一筋ではない？」

事務局 「異動で変わります。ですから、その専門の知識を持った人で維持管理をしていきたいというの、今回のなかに盛り込んでいってはおります。しかし電気屋さんを欲しいと募集しても、なかなか応募が来てくれない。それで技術力を民間に任せるじゃないですけど、技術の持った人で管理していくというのが目標になってきてます。」

事務局 「うちの市では浄水場を民間委託したことによって、それまで都合25名程度で2つ浄水場を維持管理しておりまして。十数名ですかね、最終的に料金収納等含めて人員削減に入ってしまった。もともと水道局として50名程度おったものが、今、三十数名で。やっぱりこの委託に出して、ちょうど丸9年終わったとこなんですけども、組織として弱くなったっていうのは、ずっと見てきて、やっぱり実感するところではあるんです。特に今まで直営でやってるときっていうのは、やっぱり専門性を養うっていうのに、ある程度人事異動に対しても一定の考慮が働いて、専門職は長期間いて、しっかり経験を積むようにっていう配慮がなされてたんですけども。やっぱり同じ市で見ますと、下水道であったり教育部門でいえば学校とか、いろんな公共施設って、電気設備とかそんなもの付きものですので。やっぱり格好のターゲットで、いらなくなったのっていうので、人事されてしまうっていうのが、やっぱりこちらも実状だと思うんですよ。そうやってきたときに、運転管理委託に出して、職員が直に携わる機会っていうのが減ってくると、一定のかなり高額のお金を、対価を支払って民間さんに委託している関係上、やっぱりするべきことはやっていただくのは当然なんですけど、今度は自分たちがしないで何でもかんでも民間さんにお願いしてやってもらうっていう風潮が、やっぱりどうしても数年たつと出てきてしまって。その辺やっぱり、技術的にいゆるつないでいくのが途切れてしまうっていうのと、一番心配しておかない

といけないのが、うちもこの春退職した水道局長が3年前に教育委員会から戻ってきて、ちょうどおられない間に委託に切り替わって、戻ってきてから、やっぱり言われたのが、責任感を捨ててしまったと、何でもかんでも民間は民間にっていうので投げ出してしまって、自分たちでつないでいくっていう意識がやっぱりどうしても薄れてしまうっていうのが、どうしても生まれてくると思いますので。そういう面でも、そうやって、いざトラブルが起きて、そこに直面したときに、いわゆる責任のなすり合いとか渡し合いみたいなことに、ちょっとなりかねないと思うので、特にこの維持管理の部分については、もう少しいろんな例えば、こういうときはどこまでが民間事業者がやるべきことっていうのを、細かく仕様書みたいなものを作られて提示したほうがいいんじゃないかなというのにはちょっと思ってます。うちも、ここで3年間の運転管理委託を3期やってきたんですけども。やっぱり、いまだにこれはどっちがやるべきことなのかとか、そういう議論がいまだにまだ発生してますので。都度契約をやり直すたびに、実際に起こったことであつたりとか、そういうものは手入れはしてきてるんですけども、なかなか完璧なところまでは、たぶん最後まで行き着かないんだろうなというのがあります。」

委員 「だから難しいところですけど大事ですよ。その維持管理をして、事業者、たとえば施設を運転してるから日報みたいなのは上がってくるけども。1年間単位の事業報告書みたいなものは出るんですか。」

事務局 「事業報告書、そして委託に出した部分での報告書は、月でするのかっていうのはありますけど報告は上がります。更新設備については計画も立ててもらって、修繕があれば修繕の報告も上がります。あと、更新しない古い設備については、市が報告を受けて委託業者が点検してきたなかで、このポンプがおかしいっていうことになったとき、市職員で確認して、修繕が必要であれば市職員で修繕を別に発注するっていう形は残してます。その部分での既存の設備の修繕部分、今後また更新も考えていかないと駄目になるので、その辺の部分は継続して市職員が行ってしていこうっていうようには考えております。」

委員 「個別に物を修繕したりするときの作業、お互い合意する文書が出ると思うんですけど、もっと大きく全体の現状維持とか、現状に対する認識とかについてのレポートを年に1回出してもらって、問題意識等を共有して当事者意識を持つと。常にね。そういうのがいいかなっていう気がします。」

事務局 「ですから、古いポンプとか残っていくのに更新計画とアセットマネジメントで、要す

るに報告受けて設備台帳を整理していくなかで、更新順番を決めたりっていうことで、業者とはやりとりを定期的に行っていないといけません。そして、将来どういう形で更新計画を立てていくのかっていうのも、点検するのが事業者になっていきますので、その報告と相談を受けた上で、市が更新計画を立てていくようなかたちになると思います。その辺りのやりとりは年間では絶対出てくると思います。」

委員 「先ほどの年の事業報告等に関しての話なんですけど、一応要求水準書のなかで報告書の作成っていう内容で、日報、月報、年報、当然運転管理については提出してもらいますし、点検業務に関しては、事前に業務計画書っていう形で、こういった内容協議をして、こういう形で報告してくださいねっていうような協議をした上で、適正に点検した内容を報告するような体制は取ってます。要求書のなかには、設備、運転、修繕運転、故障とか点検内を含めた中身で、こういった報告、報告書を上げてくださってっていう内容にしています。それは当然、事前に協議して内容を詰めた上で、報告はその都度上げてもらいます。セルフモニタリングのなかで随時必要な書類は提出してくださいっていう文言上げてますので、こちらが要求した仕様で報告書を作成していただけるっていう内容になってます。」

委員 「先ほど委員からも話があったと思うんですけども。常駐人数の最低数っていうのは、そういう記載を含むのかなとも思うんですけども、それとは別に 21 ページのところでは、いわゆるカメラの台数について、必要最低限 7 台と入れましたということだと思うんですけども、今後、AI なんかを駆使して、いわゆるカメラなどを増やしてやるという提案が出てくる可能性もあるのであれば、確かにこの 15 年というのはスパンが非常に長いので、そのなかで何年かした後に、そういう新たな提案があったときに、どのような流れで対処するということころも、ちょっと文言として残しといてもいいんじゃないかというふうには思いました。」

事務局 「その部分でも、映像監視設備って今の 21 ページでうたってるんですけど。当初考えたときは、これ、ITV 監視設備っていうような形で高価なものを考えてたんですけど、そのウェブカメラ等簡易的なものが普及されていっているっていうことを踏まえて、映像監視設備っていう形で安価なものになってもいいですよ、最低限この部分は見たいですよっていうことで、7 個以上っていう表現には変えて、最低限の監視。安価になった分、いろんなものに利用してくださいっていう考えの表現には変えたつもりにはなってます。」

委員 「今回の提案で、まずこれだけはしてもらおうかなっていうイメージがあると思うんで

すけども、今、他の委員さんがおっしゃっていただいた内容については、たぶん、契約した後の話として、15 年の間でいろんなことがまた変わっていく可能性があるもので、そのときの対応方法についてっていうところを、ちょっと一文入れておいたら動きやすいのではないかという話だと思うので、是非とも検討していただけたらと思います。」

委員 「今回、更新設備っていうのは能力的にはどうなのか、変わらないか、もうちょっと上がったとかで、前の現状とかを知らないんですけど、教えていただけると。」

事務局 「能力的には既設と同じ能力になります。水処理施設っていう形でいける大きさが決まっていますので、掻寄機とか攪拌機とかっていう部分は内容的には変わらないです。取水場へ行きまして、取水から上げてくるポンプにつきましても容量は今の既設と同じものっていう形で考えてますので、処理能力としては同じものになります。」

委員 「15 年間人口が変わらなかったり、そういう変化があんまりないという。」

事務局 「変化した 15 年後も予測した上での給水処理能力は考えております。」

委員 「ありがとうございます。」

委員 「今、池 2 つあるんですけども、手前は古いので構造物としての耐震化というのは図れてないんですよ。向こう側は新しいので耐震化が図れてるんです。当然、今、委員おっしゃったように、人口というのは右肩下がりで下がっていきます。そうなったときには、最終的には 1 池でいけるような形を、今、目指しています。1 池でなおかつ切り替えて、1 のなかに 1、2 系っていうのがあって、2 系のなかにも、また 1、2 系っていうのがありますので、その中でやりとりしながら更新というものを考えていきたいというふうに今、思っています。」

委員 「ありがとうございます。」

委員長 「他にはよろしいでしょうか。それではまだ項目残っています。」

○優先交渉権者選定基準（案）の説明

司会 「それでは、引き続きまして、選定基準の検討に入らせていただきます。まずは検討書案の説明をさせていただきます。」

事務局 「それでは、次は優先交渉権者選定基準（案）という書類があると思いますので、それについて説明をさせていただきます。1 枚めくっていただきますと目次がございますが、これにつきましては少し概要的なところも含めて説明させていただきます。まず 1 ページ目でございます。まず 1 つ目の優先交渉権者選定基準の位置付けということで、

これに書いてあるとおりでございますけれども、今回の事業実施にあたりまして、民間事業者の募集選定を行うに際し、選定するための方法、評価基準等を示すものであるというものでございます。次、2の優先交渉権者選定の概要ということで、まず2.1に優先交渉権者選定骨子と書いてありますが、これに書いてございますのは、今回これは今回の事業に関して、本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計および工事に関する技術やノウハウが求められると。優先交渉権者選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用するというふうにさせていただいております。次に2.2の優先交渉権者選定の方法でございます。優先交渉権者の選定は参加資格の審査および提案書類の審査、この2つの審査により行くと。参加資格の審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案書の審査は、提案価格の確認のほか、提案項目に従って審査を行うという形でございます。後ほど、ちょっとフローが出てまいります。次に2.3の優先交渉権者選定の体制ということで、提案内容の審査にあたっては橋本市が提案書類および提案価格の確認を行った上で、橋本市が設置した本委員会において、公平性および透明性を確保し、最優秀提案者および最優秀提案者の次に優秀な提案者、優秀提案者というふうにしてますが、評価を行い、橋本市は選定委員会の評価結果を踏まえ、本事業における優先交渉権者を決定するという体制にしております。2ページ目に行ってくださいまして、3の優先交渉権者選定の手順ということで、先ほど書かれてた内容を少し具体的にフローにした形になりますけれども、箱が2つあるかと思います。上の箱が参加資格の審査ということで、ここでは必要書類の確認と参加資格の審査。あと、財務状況の評価というものを行います。この参加資格の審査では、書類不備のチェック、あと参加要件のチェックをして、要件を満たせない場合は失格という形にさせていただくという流れでございます。次に提案書類の審査につきましては、提案価格の確認、プレゼンテーション、提案の内容評価、総合評価での算定、最優秀提案の評価、優先交渉権者の決定という流れになりまして、ここでは提案評価の確認の段階で、予定価格を超える場合は失格という形で考えております。この3ページ以降には、今後の詳細について少し説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。では、3ページ目でございます。まず参加資格の審査でございます。参加資格の審査につきましては、先ほども申しましたとおり4.1ですね。参加資格審査書類の審査ということで、書類が揃っているかどうかの審査をしますということが挙げられています。4.2には参加資格保有の確認ということで、先ほど実施方針の中にも書いてございま

したけれども、参加資格を指定しておりますので、それを満たさない場合は失格というふうにしております。この参加資格の内容につきましては、この下に書いてございます 4.2.1 の共通要件、4.2.2 の各業務の実施企業の資格要件というところにつらつらと書いてあります、というところでございます。これが 4 ページ目まで続いておりまして、次の 4 ページ目の真ん中でございます。真ん中に、財務状況評価というところがございます。これに関しましては、応募者に求めた参加資格審査書類のうち、財務関連指標で財務状況进行评估すると。ただし、財務状況評価は参加資格を審査するものではなく、後述の総合評価での一部となるというふうに位置付けています。財務状況評価については、この下に箱で囲っております財務状況評価一覧の指標で評価をいたします。また、評価は応募者の平均値で評価をするという形にしています。最終、4.4 で参加資格審査結果を通知ということで、参加資格を満たしていれば参加結果の通知を出すというところでございます。次に 5 ページ目でございます。提案書類の審査でございます。提案書類の審査は、まず 5.1 の提案価格の確認ということで、本事業の提案に参加する応募者、「以下、参加者という」ということにしていますが、提出する提案価格書に記載された提案価格が、予定価格以下であることを確認します。予定価格を超える場合は失格とする。この予定価格については、実施要領のほうには記載しておりますので、公表という形になります。結果の通知でございますけれども、予定価格を超えてなければ参加者に通知するとともにプレゼンテーションの日程に参加者に伝えるという流れです。5.3 の提案内容の審査でございますが、提案価格の確認および基礎審査後に選定委員会は、その参加者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該参加者に対しヒアリングを行うと。プレゼンテーションの概要は示すとおりとし、詳細は参加者の代表企業に通知するというようにしております。実施時期としては、一応、今のところの予定ではございますけれども、来年 5 月の中旬ごろと。実施場所はこの浄水場の会議室。出席者、実施時間等は、ここに記載のとおりということで今予定をしているというところでございます。次に 6 ページ目でございます。5.4 の総合評価点の算定でございます。まず 5.4.1 で配点方針を書いております。表に総合評価配点、総合評価配点表を付けておりますけれども、左側に評価の項目、右側に提案評価点、価格評価点を示しております。評価項目につきましては、先ほど出てきました財務状況評価と、設計及び更新工事業務の評価、あと維持管理業務の評価、この 3 つの視点で評価を行うということにしております。財務状況評価につきましては、基本的には価格点とは関係なく、20 点という形。設計及び更新工事業務につきましては、

提案評価点を 60 点、価格評価点を 80 点、維持管理業務につきましては提案評価点を 280 点、価格評価点を 60 点という形にしております。今回の事業は、この維持管理業務に、かなり配点が入っているというところにつきましては、今回の事業、冒頭にもご説明がありましたが、短期的な設計建設よりも、熟練職員数が減少する等で、中長期的に安定した維持管理体制の確保というものに重きを置いているというところを踏まえまして、維持管理のところで点数を重くしているというのが、今回のこの配点方式でございます。次に 5.4.2 の提案内容と審査項目の配点ということで、提案評価点の算出について提案内容の項目、配点は、次の 7 ページと 8 ページに書いてございます内容にしております。7 ページ目には、配点の 2 分の 1 が書いてありますが、内容としては大項目、中項目、小項目で配点と、提案書の枚数と別途作っております様式というところで示しております。この 7 ページ目は、設計と建設に関わる内容というものを書いてございます。DB の内容がこの 7 ページ目でございます。ですので、提案の評価点としては先ほど申しましたように合計で 60 点という形になっております。次に 8 ページ目でございます。8 ページ目は維持管理に関する評価の内容でございます。これも大項目、中項目、小項目ございまして、プレゼンテーションは、前段にもちょっと書いてあるんですけども、この維持管理のほうに点数入れておるんですが、全体で 280 点というような形で維持管理の点数として位置付けているというのが 8 ページの内容でございます。次に 9 ページ目には、得点化方法を書いてございます。まず 1) で提案評価点の得点化方法でございます。提案評価点は評価項目ごとに、下に示しております評価、判断基準、得点化方法というような形で 3 段階の評価を行って得点化するというを予定しております。提案評価は各選定委員別に行っていただきまして、各参加者の提案評価点は各選定委員が得点化した点数を平均して算出するという形を考えてございます。なお、提案評価点は小数点の第 2 位まで求めるということで考えております。次に 2) 価格評価点の得点化方法でございます。提案価格については、以下の方法で得点化するというで箱書きに書いておりますけれども、価格評価点＝設計及び更新工事業務評価点＋維持管理業務評価点という形にしています。例えば下にご書いてございますけれども、設計及び更新工事業務評価点は、配点が 80 点でございます。この 80 点に対して、平均提案価格と当該提案価格を考慮することによって点数を導き出すというやり方を今回、考えております。算出例としては、例えば下に算出例書いてございます。これは設計及び更新工事業務の評価点の算出例でございますが、仮に 3 グループが参加をしてきたとして、3 グループ、A、B、C グ

グループが提案価格として 27 億、26 億、20 億という 3 種類の提案額を提起してきた。その場合であれば平均提案価格は上に書いてありますとおり、24.33 億円になりますので、これに対してたとえば A グループであれば、80 点×24.33 億円を、A グループの提案価格である 27 億円で割って、72.09 点というような形を取るというように計算をするということを考えております。なお、一番下に書いてありますが、平均提案価格以下になる場合は、すべて 80 点満点というふうに点数の設定をしようというように今のところ予定をしております。10 ページ目は維持管理の考えと一緒の点数の考え方で一緒の話ですので、ここは割愛させていただきます。では次に 11 ページでございます。最優秀提案の選定というところでございますが、5.5.1 の総合評価点の算定ということで、各参加者について提案評価点及び価格評価点を合計し、500 点満点の総合評価点を算出する。5.5.2 の最優秀提案の選定につきましては、各参加者の総合評価点の最も高い提案を最優秀提案に選定する。また最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案として、優秀提案に設定します。総合評価点が同点の場合につきましては、提案評価点が高い提案を最優秀提案として設定する。提案評価点も同点の場合は、その提案評価点のうち、今回は維持管理業務のところでは重きを置いておりますので、維持管理業務に関する事項が最も高い提案を最優秀提案に設定する。さらにこれも同点の場合につきましては、提案評価点のうち、プレゼンテーションを除く評価項目で維持管理に関する事業計画、建設に関する事項、設計に関する事項、設計及び建設全体に関する事業計画の順に最も高い提案を最優秀提案として設定するというルールをここに書いてあるというところでございます。まずないと思いますが、さらにそれらが同点の場合は、くじ引きにしますよということが書いてございます。次に 5.6 の優先交渉権者の決定ですが、橋本市は、今回の選定委員会より選定された最終提案書を他の事業の優先交渉権者にすると。優秀提案書を次点交渉権者に決定するという形にしております。5.7 は審査結果の通知及び公表でございます。これで、最後になりますが、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、参加者に対して書面にて通知するとともに、市のホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じないと。また、非選定の各参加者の総合評価点の算定結果は公表いたしますけれども、代表企業の名称及び構成企業は非公表とする。なお、優先交渉権者にならなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内に説明を求めていくことができるという形にしております。以上でござ

います。」

○優先交渉権者選定基準（案）の審議

司会 「はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、委員の皆さまにはご審議いただきたいと思います。挙手にてご発言をお願いします。」

委員 「審査の提案価格が予定価格以下であるということなんですけれども、この提案された価格がですね、予定価格を超えた場合は点数付かずになってしまう形なんですか？」

事務局 「そうですね。予定価格より上回った場合、失格になります。」

委員 「プレゼンテーションの内容のことなんですけれども、1社60分以内、プレゼンテーション30分、ヒアリング30分となっておりますけれども、このプレゼンテーションの内容の資料というのはどれぐらい前にいただけるのでしょうか？」

事務局 「提案内容としては、今予定しているのが、4月の下旬の提出期限になってますので、5月の中旬までに提案内容を見ていただくという形になります。」

委員 「じっくり時間を取れるということですか？」

事務局 「連休もはさむので、時間的には、多く取ろうと思うんですけど、あまりそういうことができない。要するに提案書出た時点で早めにプレゼンテーション行って審査したいっていう思いはあるんですけど。じっくり提案書作ってもらって、ぎゅっと短い間で見えていただくような形には今のところなってしまうんですけど。その辺の期間等ですね、ご無理は言うんですけど、よろしいですか？そのぐらいの期間しかない。」

委員 「来る数にもよるのかなと思ってます。あまりにも多い数、10社もおられたら、なかなか時間が足らないかなというのがあるんですけど、想定してる数は？」

委員 「3グループぐらいは頑張ってくれるのかなって。4グループになるかも、ぐらいを想定しています。」

委員 「3つぐらいなら何とかかなりそうな気がしますけど。」

事務局 「今、小項目までの配点内容になってますけど、細目までうちのほうで考えて、こういうことを提案してくれれば良しとしますよというような書類を作成して、提案書が届くと同時にこういう内容について配点、採点してくださいっていう形でのサポートは考えております。」

委員 「そんな感じでサポートをしていただくにあたって、細目で、たとえばこういうことが提案されてればっていうのは、できるだけ具体的に示していただけたらなと。」

事務局 「はい、極力細かく、また細々目まで考えて、こういう言葉が使われてたらとかっていう

ところまで確実に表現できたらいいんですけど、極力その辺、内容分かりやすく、判断しやすいような、細目は作らせてもらいます。」

委員 「これから先 15 年間お付き合いされていくなかで、実際お付き合いされる橋本市さんの思っているのが背後に反映されないという意味がないので。ちょっと私たちも、デザインビルドのほう、こんな形でやって提案書が複数出たんですけど。書かれている私たちはこんなふうにやっていきますという内容と、提案書のぱっと見たときのビジュアルのレベル度とが必ずしも一致しないんで、できるだけ細かく示していただいた方が、私たち外の人間がぱっと見たりして、何かいろんな絵とかイメージみたいなのがパシパシ使われていると、そっちにやっぱり目がいきがちになってしまいますんで。」

事務局 「分かりました気にしているのは、プレゼン、提案書の内容をいかに分かっていただくかで、細目、細々目まで考えた方がいいのかっていうのもあって。あとプレゼンを受けたときに、プレゼンの受けだけがいいっていう内容になってしまいがちにはなるので、その前に提案書出た時点で、橋本市はこういうことを求めているんだって分かりやすくした上で判断をもって、プレゼンに参加してもらえるような形には極力したいと思いますので、よろしくお願いします。」

委員 「もう 1 点よろしいですか？」

委員長 「はい、どうぞ。」

委員 「先ほどの話でプレゼンテーションなんですけども、いろいろ皆さんで、提案書見られたらプレゼンでいろいろ相手に対して聞きたいこと、確認されたいことってたくさんあると思うんですけど、そんなのも、プレゼンの場で私たちが直接聞きにくいところは代弁してプレゼンで質問したりとか、いろんなことをやっていければいいのかなとちょっと思ってます。またそういうところも合わせて教えていただけたらと思います。」

事務局 「ありがとうございます。」

委員 「はい、次にですね、財務状況評価のところちょっと気になったんですけども、これが総合評価の一部となるとなっておるんですけども、今 4 ページのところでは、後述の総合評価の一部となるとなってるんですけども、2 ページの表というか、5 ページのところ見ると、参加資格審査の段階で失格みたいな感じで読めるんですけども、これは別に財務状況評価は関係なしというイメージですか？」

事務局 「そうですね、フローでは一応こういう書き方しかできなかったんで、こういう形にしたんですけども、一応詳細のほうで、先ほどの 4 ページのほうに財務状況評価、4.3 財務状況評価のところに参加資格を審査するものではないという形にはさせていただいてい

るところではございます。フロー上では、ちょっとそういうふうに見えてしまっているのは確かにそうだなという、若干そういうのは気になっておりました。」

委員 「最後にですね、これは、要は、作り手さんによると思うんですけども。いわゆる、この配点案に合わせた形で向こうさんが提案してくるような形に何か、固めることができたらなっているふう思うんです。というのは、たまに提案書を見てたら、これ、どこの部分の提案なのかが分からないときがあるんです。何回かやったことあるんですけども、例えば 8 ページのですね、運転操作監視業務の内容なのか、それとも保守点検及び修繕業務の内容なのかというのが、もうごっちゃごちゃになって出してくるときがあるので、それをきっちりと仕切れるような、この配点に沿った形で提案できるように出してこられるように出来ればありがたいなっているよう考えてます。」

事務局 「そうですね。今、8 ページ目にお示ししてます、右側に様式というのがございまして、今、ご指摘いただきました維持管理に関する事項というのを、今のところ、様式 10 に 10 枚以内に収めていただくということにしています。例えば運転操作監視業務で様式 10 と、保守点検および修繕業務で様式 11 とかですね、そういうふうに明確に分ける形にするのも手かなというところです。」

委員 「是非、それをお願いします。」

委員 「あるいは、この 10 項目ということを出して、こういう項目で評価しますので、こういう 10 項目に即して記述することとかですね、そういう記述、表現、要求もあるかもしれません。」

委員 「関連することなんですけど、そういうふうに分けて記述していただいたとしても、時折、その直接の項目のなかに入ってなくて、よその別のところでちょこっと、ここでこれに関連することが触れられてるなっているのを業者さんも意識されず、たまたまこの流れで書いてきた場合っていうのは、どうすれば。実施されることは確かなので、評価の対象にするのかしないのかっていうところも、ちょっとまた、そこもお考えいただければと思います。」

委員 「それは、審査員がそれぞれ点数付けたときにですね、自分の点数ご説明するときにですね、これはこっちに書いてるけども、書いてるから評価したとかしないとかいう説明をされたらどうかというように思います。委員のおっしゃることは往々にして分かると思います。」

委員 「書類の表記上のことで、5 ページの提案内容の審査のところなんですけども、5.3 の出席者のところに、総括責任者への配置を予定するものは必ず出席することになっているんで

すけど、今までの書類のなかで総括責任者という定義が、記憶によると出ていなかったと思うのです。」

委員 「これはもちろんほかの書類で、こういうものですよという定義が入るものという理解でよろしいですか？」

委員 「それから、こういうところで事業責任者の専任義務とかいうのがいろいろあるんですけど。たとえば、それぞれ総括責任者と、それぞれの業務の責任者というのがあって、その責任者は専任義務があるとかいうのは問うわけじゃないんですか？」

事務局 「この総括責任者というのはですね、建設業法での専任の方というイメージではなくて、どちらかというところ、代表企業のなかでマネジメントをするようなトップに立つような人間。どちらかというところ、専任される方は現場の方になりますので、ちょっとその辺の定義は、実施要領のほうで明確にしておくようにします。」

○基本契約書（案）の説明

司会 「ほかにありませんでしょうか？ よろしいでしょうか。それでは次に、基本契約書の検討の方に入らせていただきます。まずは、説明をさせていただきます。」

事務局 「基本契約書の内容でございますが、基本契約書に関しましては、位置づけとしては、この基本契約について、建設請負の契約と維持管理委託の契約をまとめるにあたって、基本的なルールを定めたものというようにご理解をいただきたいと思っております。今回はプロポーザルの選定で SPC ではないという形にしておりますので、優先交渉権者と交渉して、まず基本契約を結ぶというのが最初の流れになるというところでございます。この基本契約書の内容につきましては、定型的なことがかなり多く書かれているものになりますので、構成だけ簡単に説明をさせていただきたいなと思います。最初の 1 ページ目には、前文関連からいろいろ書いてございますけれども、先ほども申しましたとおり、建設工事請負契約と維持管理委託契約というものを、この基本契約を結んだあとに結んでいくということの前提で、本事業の全般に渡る事項や、本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意というようなことになりますよというのが、ここの前文に書いてあるというところでございます。そのなかで、構成としては定型的なことになりますけれども、まず 1 条が目的、2 条が定義でございます。その定義については 2 ページ目にわたって、この基本契約に係る用語関連の定義が書かれているわけです。3 条につきましては、公共性及び民間事業の趣旨の尊重。4 条につきましては

は、事業の概要等という形になります。次の3ページ目で、5条としては役割分担ですね。6条については建設等JVの組成。7条につきましては特定事業契約等ということで、今回の事業契約の違反事項等を含めた流れのことが、この特定事業契約等で書かれているということです。それが4ページ目まで、これが結構長い内容になっております。次に4ページ目の一番下に8条ということで、更新工事等ということで、更新工事等に関する内容の概要。次の5ページ目の一番上の9条には、維持管理業務の概要。次に10条では再委託等ということで、これは一般的な内容になっていて、基本的には再委託は駄目ですよというような内容です。11条には権利義務の譲渡の禁止。12条には損害賠償の規定。13条には本基本契約の変更に関して、14条には有効期間及び解除ということで、これが6ページ目まで続きます。6ページ目の真ん中辺の上段に秘密保持ということで、これが15条で示している内容でございます。7ページ目に管轄裁判所、誠実協議ということで、16条、17条としてまとめています。この基本契約の内容に関しましては、一般的な契約に関する内容、特に橋本市さんの一般的な契約の内容に合わせた形で作っておりますので、かなり定型的な話にはさせていただいているということです。8ページ目には、この基本契約に対して判子を押すであろう人たちの想定を、ここに書いているというところでございます。今回、このコンソーシアムを組む方々には、すべて判子を押していただくという形になります。9ページ目以降は別紙で、事業の内容であるとかリスクであるとか、先ほどちょっと説明した内容が簡単にですが書いてあるというご理解をしていただければというところでございます。簡単ではございますけれども、基本契約書についての説明は以上でございます。」

○基本契約書（案）の審議

司会 「ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員の皆様にはご審議いただきたいと思います。挙手にてご発言をお願いします。」

委員 「よろしいですか。10ページのリスク分担表のなかで、各種負担金というところにインフラ整備等の追加コストの発生というのがあるんですけど、このインフラ整備というのは、どんなことを指すものなんでしょうか？」

事務局 「一応ですね、今回の整備に関わる内容以外のところで発生するもの全般というか、その辺を想定はしています。」

委員 「基本的にはそんなにないものだ。」

事務局 「そんなにないもので、公共で持ちますよというイメージです。」

委員 「あと同じくこのリスク分担表のなかで、物価変動のところなんですけども、ここが今後のほかの部分で細かい記載がなされてくるのかなんですけども、物価変動、15年間という長期に及びますと、今後どうなるか分かりませんが、この時点で言うと、かなり人件費の上昇とかいうのが大きくあった部分ですので、一定の目安というか基準みたいなものをどこかできちっと設けられておったほうが、後々のトラブルになりにくいのかなとも思います。」

事務局 「物価変動については、維持管理契約でありますとか建設請負契約のなかで、物価スライドを考慮した形で規定を付ける予定にはしております。」

委員 「消費税も上がる可能性あります。物価変動、税率とか。」

事務局 「そうですね。」

委員 「もう1点だけ。同じくリスク分担表の11ページ、最後のほうなんですけども。オペレーションの維持管理リスクのなかで、老朽化に起因した基準不適合水の配水というのがあるんですけど。これが甲の公共側のリスクのみになってますよね。この辺りがたとえば、維持管理の運転管理をしていくなかで、いわゆる常識的な範囲で運転監視なり保守点検なりをやっていて、例えば、日常点検だったり定期点検で発見したり情報を掴んだりすることが可能なものというのも、たぶんなかにはあると思うんです。そういうことを考えると、ある程度、乙の事業者側リスクも含んでおいたほうが妥当なのかなと思います。」

事務局 「これは配水ということで基本的には維持管理なので、浄水場だけではなくて、ほかのポンプ場とか配水場も含みになるんですけど、結構、そこら辺の設備系もかなり古いものも多くあります。」

委員 「ポンプ場とかも運転管理の範囲には入るんですかね？」

事務局 「そうです。運転管理のなかには入ります。ですから、配水でいえば、苦情も出てくるんですけど、維持管理していく上で、電気や機械の点検等で配水池も点検してもらおうんですけど、そこで事業者からのできるような配水ということを見つけてもらうことはできるとは思います。」

委員 「基本的には、私たちの市のなかでもやり合う内容なんですけども。私はどちらかと言えば、現場で一緒に立ち上げてきたんで、民間さん側のほうに、すごい気持ちがあるんですけども、そうでない、本当の直接携わってない官庁側の人間からすると、いやいや、提案して私たちはこんだけ優れとるんだよっていうのを自らアピールしてこられるんだったら、やってもらってしかるべきだろうっていう声も結構あるんですよ。確かに、ちょっと立ち位置をかえればそうですよね。ほかより私たちは優れているんだからってい

うアピールの場合なので、それでいくと例えば、この老朽施設ではあって、直接的にその民間事業者さんの行為によってなんか出したというわけじゃなくって、たとえば、そのポンプの点検とかなんとか、そういう日常の受託業務のなかの不手際が原因で、配水池の水位が通常以上に減水させたりしたために、槽内の水の動きが変わって、新品だったら出ないところが澱んでた濁りがそこで出ちゃったりとかいうようなのも、想定としてはたぶんあり得ると思います。」

事務局 「あり得ます。」

委員 「あるんですよね。で、そこまで、それはあなた達のリスクではないからっていうのはどうなのかなっていうところで、当然、そのとき、そのときのケースバイケースの判断になってくるとは思うんですけども、明らかにこういう異常が見えてるのに、ミスとして何の報告も頂けなかったであったりとか、その人たちの行為が引き金で、起因して起こるようなことについては、一定のリスクっていうのは、求めてもいいのかなと思います。逆にそのほうが相手側のレベルでも、当然、緊張感が違って、上がっていくと思うんです。」

事務局 「検討します。」

委員 「万が一、道路が陥没したとかいう、ああいう、どちらのものでもない物が壊れたときは、どういった、リスク管理どうされるのですか。」

事務局 「陥没で、この前の地下鉄のあんなのっていうことになるのと、もう市が持つしかないと思いますね。事業者にも突発的な話にもなりますし、配管とかは、構造の部分は本庁で配管管理はしますので、その修繕とかも維持係というところで緊急修繕等行ってメンテナンスはしていくので、浄水場の今回の事業のなかには入らない形になります。」

委員 「6 ページ。1 番が是正されないとき、2 番が解除された場合。ときであったり、場合であったりするので、言葉尻だけちょっと合わせておいた方がしっくりくるので、よろしくお願いします。」

司会 「他、ございませんでしょうか？ よろしいでしょうか？」

委員 「もう 1 点だけ。先ほどから言ってるように、期間が長いので、それぞれここで契約してる会社自体が、たとえば大きい会社に吸収されるとかという場合もありますよね。そのときは、どういう手続きをする？」

事務局 「基本的には、契約を受けているっていう段階のなかで、つぶれているわけではない、吸収されるというような形になれば、業務というのは引き継ぎ義務があるはずです。その辺りの正式な回答はまた別途させて頂ければと思います。」

委員 「そうですね。ただ、会社形態が変わったときにですね、どういうふうに連絡して、どうするかというのがね。」

事務局 「そうですね。そこは維持管理契約のなかでも注意して書かなければいけないところだと思っています。」

○閉会

司会 「よろしいですか？ それでは、長い時間ありがとうございました。以上で本日の議題は終了となります。長時間ありがとうございました。次回は令和 3 年 5 月頃に事業者選定を予定しております。間が空いてしまうのですが、どうぞよろしくお願いいたします。4 月頃、日程調整のご連絡をさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは散会します。」

「以上」